

登戸・向ヶ丘遊園エリア 管理用地利活用ルール

管理会社：合同会社 登戸そだて隊

1. 本ルールの位置づけと目的・背景

これまで登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリアでは、区画整理事業で生まれた管理用地や道路などの公共空間活用し、官民連携の賑わいづくりなどの取組を進めてきました。これらの取組は新たな文化としてまちに定着してきています。このようなまちづくりの取組の成果やエリアの資源を活かした、さらなる魅力あるまちの実現に向けて、市民や団体、民間企業、行政が一体となってまちづくりについて議論する場として 「登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム」が令和7年1月に結成されました。令和8年3月に、これからのまちづくりの指針となる「未来ビジョン」が策定され、その実現に向けた取組の一環として、今後の管理用地を利活用した登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリアの活性化と公益の実現に貢献する賑わい創出及び交流促進のため、社会実験を実施致します。

本ルールは、社会実験実施時において、地域の皆様が管理用地を利活用する際のガイドラインとなります。

2. 社会実験の目的

本社会実験は、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリアの活性化と公益の実現に貢献する賑わい創出及び交流促進のため、管理用地の具体的な利活用方法とそれに伴うルールを検証・検討するとともに、収益事業を通じて得られた利益をまちの美化やイベント等のまちづくり活動に還元する「持続可能なまちづくりの仕組み」の妥当性・持続可能性を検証の上、構築することを目的としています。

3. 社会実験の実施概要

次のとおり社会実験を実施します。本社会実験の目的に賛同する場合は、本利活用ルールに沿って利用申し込みをお願いいたします。

実施管理：合同会社登戸そだて隊

実施期間：令和8年4月15日～令和9年9月

実施内容：

- ① 一括利用窓口化による体制づくり
- ② 管理用地の利活用方法などの検討・検証
- ③ 利活用ルールの実証・改善

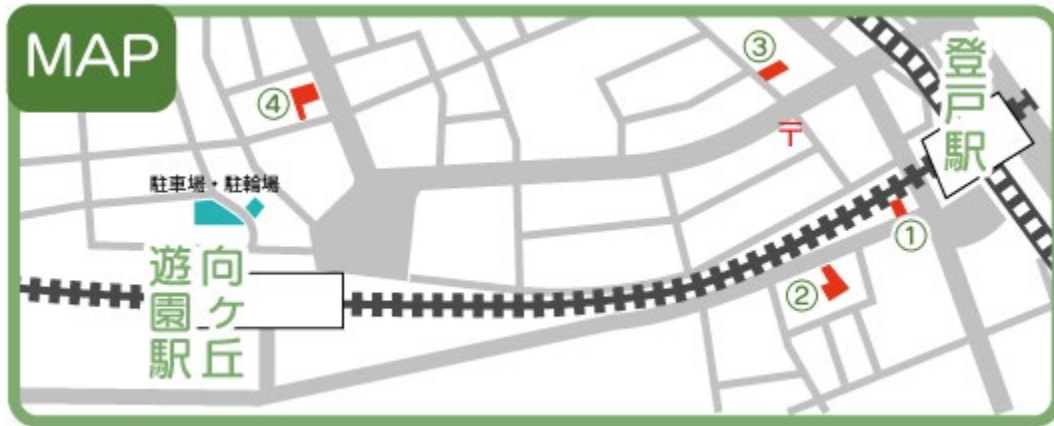
4. 利活用の基本方針

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリアにおける管理用地の利活用にあたっては、以下の基本的な考え方を尊重するものとします。

- 1) 地域の活性化や公益の向上に資すること
- 2) 管理用地利用者及び地域住民の安全を考慮し、事故防止、緊急対応、衛生対策などを講じ、管理用地を安全かつ適切に使用すること
- 3) 地域性を尊重し、周辺の住民や施設へ配慮すること
- 4) 管理用地の使用内容が以下の項目のいずれかに該当するもの
 - ・ 賑わい創出・・・不特定多数の方が参加できるイベントなど
 - ・ 商業活性化・・・地域のお店が出店するマルシェ、キッチンカー、商店会による活動など
 - ・ 地域コミュニティ形成・・・町内会による活動、園芸部のような部活動など
 - ・ 子育て支援・・・子供会による活動、青空教室、絵本の読み聞かせなど
 - ・ 福祉支援・・・高齢者や障がいのある方向けのイベント・支援活動など
 - ・ 防災・減災・・・防災訓練（防災クッキングなど）、避難訓練など
 - ・ その他・・・上記以外で地域の活性化や公益の向上に資すると認められるもの

5. 利活用対象エリア・時間帯・料金

■ 対象エリア：管理用地 4 か所



■ 利用時間：原則として以下の時間内の利用とする。

全てのエリア 7:00～19:00（設営・撤去含む）

※音響設備の使用を伴う内容は事前協議が必要。

※原則として大音量伴うものは禁止。

（協議の上音響設備を使う場合でも、85db 以下に抑えること。）

■ 使用料：収益が見込まれるものに関しては、費用をいただきます。

① キッチンカー・屋台等

・売上の 15%（最低使用料 平日/1100 円・土日 1500 円）

・①の 83 街区のみ（最低使用料 平日/1500 円・土日 2000 円）

② フリーマーケット、ワークショップ 550円/日

③ 町内会、地域活動団体など、非営利活動等 無料

6. 利用の申請・承認プロセス

1) 申請者は、事前アンケートを提出

2) 管理用地利活用申請書を提出

（※利用希望日の 2 週間前までにご提出ください）

3) 申請者に対し、承認もしくは非承認の通知

※承認に際し、使用条件や申請内容の変更を指示することがあります

※使用後の実施報告書のご提出をするとともに、現場原状回復をしてください。

7. 利用ルール

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺エリアにおける管理用地の利活用においては、以下のルールを遵守してください。

※ルールに反して使用した場合は、利活用承認の取消等、適切な処置を行います。

■ 禁止事項

- ・ 管理用地の無許可での使用（まちづくり法人からの利活用承認期間外の使用）
- ・ ※ただし、憩い空間として日常的に開放するため、休憩等の一時的な使用については可能とする（一時的な使用についても、本ルールを遵守すること）
- ・ 大音量での音楽・マイク放送、無許可での音響機器の使用（音響設備の使用を伴う内容は事前協議が必要。原則として大音量伴うものは禁止。協議の上音響設備を使う場合でも、85db以下に抑えること。）
- ・ 喫煙（電子タバコ含む）、ゴミの放置
- ・ スケートボードやドローン（重量100g以上の機体で飛行許可承認申請等が必要なもの）など危険を伴う遊具・機器の無許可使用
- ・ ヘリウム風船などの飛行物の使用・配布
- ・ 無許可での火気・発電機の使用（火気や発電機を使用する場合は消防署への申請および消火器の設置が必要）
- ・ 無許可での商行為（販売、勧誘、サンプリングなど）（収益を伴う活動を実施する場合は、事前相談の上、申請時に収支計画書、終了時に収支報告書の提出が必要）
- ・ 無許可での車両（バイク含む）の乗り入れ
- ・ 無許可での植物の伐採、持ち帰りや動物の放し飼い、糞の放置
- ・ 利活用承認を受けたイベント等に関係しないポスター・広告物の無許可での掲出
- ・ 動物・違法な植物・医薬品・たばこ・偽ブランド品・複製ソフト・危険な刃物類・マルチ商法に関するもの・アダルト関連・有料くじ・盗品・法律で禁じられているもの・当日他の出店で買ったもの・骨董品関連・著作権を侵害する物・販売に不相当と主催者が判断した品物の販売や展示
- ・ 暴力団関係者及び暴力団関係企業又は反社会的行為を行う者による活動
- ・ 布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした活動
- ・ 寄付金の募集、募金活動
- ・ 法令等及び公序良俗に反する、又はその恐れがある活動

※以上の禁止事項に該当する使用が認められる等、不相当と判断した場合は、管理用地の使用の不承認もしくは承認を取消す場合があります。

■ 遵守事項

- ・ 設営・撤去を含めた時間管理を徹底すること
- ・ 利用終了時には、申請者負担で原状回復を行うこと
- ・ 管理用地の使用期間終了後1週間以内に「実施報告書」を提出すること
※実施状況は登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームの会議体などにて評価・共有され、次年度以降の制度設計に活用されます
- ・ 飲食物を提供する場合、保健所への届出と食中毒防止策（手洗い、保冷管理など）を徹底すること
- ・ 火気や発電機を使用する場合、消防署への申請および消火器の設置を行うこと
- ・ 万一の事故・損害発生時に備え、申請者は必要に応じて損害賠償保険に加入すること
- ・ 管理用地使用期間の施設損傷や第三者損害、苦情については、原則申請者が責任を持って対応すること
- ・ 事故などが発生した場合は、速やかにまちづくり法人に連絡すること
- ・ 変更などが生じた時点で速やかにまちづくり法人に連絡すること
※事前の連絡がない場合、管理用地の利活用の承認を取り消す場合があります
- ・ 管理用地にて実施するイベント等については、周知の際に、登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォーム及びまちづくり法人の活動に賛同している旨をチラシ等に記載すること。

例) 私たち(団体名)は、登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームの活動に賛同し、社会実験の取組に参加しています。

9. 備考・連絡先

- ・ このルールは社会実験における暫定版であり、実施結果などを踏まえ改訂する可能性があります。
- ・ 本ルールについての質問、申請書類、申請様式などの詳細は、合同会社登戸そだて隊までお問い合わせください。

【連絡先】

合同会社 登戸そだて隊

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸 3414-10 YS ビルD

電話(代表) : 044-387-1587 店舗 044-382-1269

代表者 高山康司 携帯 090-6535-5405